

青ヶ島の噴火警戒レベル判定基準(案)

平成30年5月30日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <p>○山頂噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂浅部で地震活動の規模が増大 山頂浅部で火山性微動が多発あるいは火山性連続微動が数日以上継続 山頂浅部の山体膨張を示す明瞭かつ急激な地殻変動を観測 山頂で、ごく小規模噴火より規模の大きな噴火が発生 <p>○山腹噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> 山腹または居住地域から概ね2km以内の浅い海域(水深100m以浅)の浅部で地震が多発かつ顕著な地殻変動を観測 山腹で噴火が発生 居住地域から概ね2km以内の浅い海域(水深100m以浅)でマグマ水蒸気噴火が発生 	<p>該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえ、総合的に判断し、レベル3~1に引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○山頂噴火</p> <p>以下の現象のいずれかを観測</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂浅部で地震が多発 山頂浅部で有感地震が複数回発生 山頂でごく小規模な噴火が発生 <p>○山腹噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> 山腹または居住地域から概ね2km以内の浅い海域(水深100m以浅)の浅部で地震が多発または有感地震が複数回発生 	<p>噴火が発生せず、左記のいずれの現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえ、総合的に判断する。</p>
3	<p>【カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性】</p> <p>○山頂噴火</p> <p>以下の現象を複数観測</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂浅部で地震がやや増加 山頂浅部で低周波地震または火山性微動が複数回発生 山頂の噴気活動が活発化 山頂浅部の膨張を示す地殻変動を観測 山頂の井戸の地下水位または水温の顕著な上昇 	<p>噴気活動や地殻変動に拡大傾向がなく、左記の条件を満たさなくなった段階で、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
2	<p>【カルデラ縁内に影響を及ぼす山頂噴火の可能性】</p> <p>○山頂噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂浅部で地震がやや増加 山頂浅部で低周波地震または火山性微動が複数回発生 山頂の噴気活動が活発化 山頂浅部の膨張を示す地殻変動を観測 山頂の井戸の地下水位または水温の顕著な上昇 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、上記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>

- 各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。
- ここでいう山頂とは、丸山山頂も含めたカルデラ床のことをいう。
- これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。
- 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。